

協議資料(1)

(更新登録)

特定非営利活動法人キュービット 24 の会

令和 6 年度第 2 回船橋市福祉有償運送運営協議会

福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認票

No	項 目	内 容								
1	運送主体	名 称 : 特定非営利活動法人 キューピット24の会								
2	運送対象	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ヘ 介護保険法施行規定第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者 ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者								
3	使用車両	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">車両数</td><td>寝台車 0台 回転シート車 0台</td></tr> <tr> <td>車椅子車 2台 セダン車等 0台</td></tr> <tr> <td>兼用車 0台 合計 2台</td></tr> <tr> <td>使用権限</td><td>使用根源使用車両のすべてについて、運送主体が使用根源を有している。</td></tr> <tr> <td>車両の表示</td><td>シール・マグネットにて福祉有償運送事業者であることと事業者名を表示</td></tr> </table>	車両数	寝台車 0台 回転シート車 0台	車椅子車 2台 セダン車等 0台	兼用車 0台 合計 2台	使用権限	使用根源使用車両のすべてについて、運送主体が使用根源を有している。	車両の表示	シール・マグネットにて福祉有償運送事業者であることと事業者名を表示
車両数	寝台車 0台 回転シート車 0台									
	車椅子車 2台 セダン車等 0台									
	兼用車 0台 合計 2台									
使用権限	使用根源使用車両のすべてについて、運送主体が使用根源を有している。									
車両の表示	シール・マグネットにて福祉有償運送事業者であることと事業者名を表示									
4	運 転 者	運転者 7 名 〔内訳〕 普通二種免許保持者 0名 普通免許保持者 7名 〔講習〕 福祉有償運送運転者講習・セダン等運転者講習を受講し 修了書の交付を受けている また免許取消・一時停止処分を受けていない								
5	損害賠償措置	あいおい損保(対人:無制限、対物:無制限、搭乗者:1,000万)								
6	対価	設 定								
		説 明								
		対価以外の対価								
		その他(入会金等)								

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

名 称 特定非営利活動法人
キューピット24の会
住 所 船橋市高根台6-4-3
代表者氏名 高橋 芳夫 ㊞

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記とおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 特定非営利活動法人キューピット24の会
住 所 船橋市高根台6-4-3
代表者氏名 高橋 芳夫

2. 登録番号 関千福第106号

3. 自家用有償旅客運送の種別
(福祉有償運送)

4. 運送の区域

区 域	備 考
船橋市・習志野市・八千代市 鎌ヶ谷市	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
八千代事務局	八千代市島田台1299
高根事務局	船橋市高根台6-4-3

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
八千代事務局	所有	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	合 計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
高根事務局	所有	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
	合 計	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)

軽自動車については、()内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白地有償運送		
福祉有償運送	☐	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	☐	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
	☐	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
	☐	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	☐	ホ 介護保険法第19条第1項に規定する要支援認定を受けている者
	☐	ヘ 介護保険法施行規程第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者
	☐	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 損害賠償措置
- (10) 運送しようとする旅客の名簿
- (11) 登録証

料 金 表

入 会 金		月 会 費	
10,800円		540円×6ヶ月=3,240円	
リ フ ト 車			
① 距離別料金		距離は乗車場所より目的地まで	
② 介 助 料 (1,050円)		乗降介助を除く (希望者のみ)	
基本利用料		① のみ	
3 km未満		710円	
3 km以上 6 km未満		1,050円	
6 km以上 10 km未満		1,575円	
10 km以上 20 km未満		2,520円	
20 km以上 25 km未満		3,675円	
以降5 kmごとに750円加算されます。			
ストレッチャー車【寝台車】			
① 距離別料金		距離は乗車場所より目的地まで	
② 設 備 料 (4,200円)		搬送車常備のストレッチャー等の使用料	
③ 介 助 料 (2,100円)		院内送迎及び自宅介助料	
基本利用料		① + ② + ③	
3 km未満		7,010円	
3 km以上 6 km未満		7,350円	
6 km以上 10 km未満		7,875円	
10 km以上 20 km未満		8,820円	
20 km以上 25 km未満		9,975円	
以降5 kmごとに750円加算されます。			
待 機 料		30分525円	
		有料駐車代・高速料金別途	
～料金はすべて片道の料金です～			

* 待機料とは、乗車場所に到着した時点でお客さまの都合により発生した待機時間が適応されます。

* キャンセル料金は片道につき1,050円です。(前日の午後5時までは無料です。)

* 予約受付 *

午前9:00～午後6:00まで

平成26年4月1日改正

キューピット24の会
0120-201-262

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までの
いずれにも該当しない事を宣誓致します。

令和 7年 月 日

名 称	特定非営利活動法人 キューピット
住 所	船橋市高根台6-4-3
代表者の氏名	高橋 芳夫

身体状況等、態様ごとの会員数

(福祉有償運送用)

自家用有償旅客運送者の名称 特定非営利活動法人 キュービット24の会

身体障害者		人 数	要介護認定者		人 数
	6 級			要介護 1	
	5 級			要介護 2	4
	4 級			要介護 3	1
	3 級			要介護 4	2
	2 級			要介護 5	2
	1 級	10	合 計		9
			要支援認定者		人 数
合 計		10		要支援 1	
精神障害者		人 数		要支援 2	
	3 級		合 計		
	2 級		基本チェックリスト該当者		人 数
	1 級				
			合 計		
合 計			その他障害を有する者		人 数
知的障害者		人 数		肢体不自由	
	軽 度			内部障害	
	中 度			知的障害(認定者をのぞく)	
	重 度			精神障害(認定者をのぞく)	
				その他	
合 計			合 計		
総 合 計					

(51条の25関係)

旅 客 の 名 簿
(福祉有償運送用)運送を必要とする理由(状態)

自家用有償旅客運送者の名称 特定非営利活動法人 キューピット24の会

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由						備考	
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ		ト
1		船橋市	2012年4月4日	○							
2		船橋市	2010年3月7日	○							
3		船橋市	2002年1月29日	○			○				
4		船橋市	2018年9月19日				○				
5		船橋市	2008年6月2日	○							
6		船橋市	2021年5月18日	○			○				
7		船橋市	2002年12月10日				○				
8		船橋市	2001年5月1日				○				
9		船橋市	2021年2月9日	○			○				
10		船橋市	2010年3月17日	○							
11		船橋市	2002年2月19日				○				
12		船橋市	2017年11月24日	○							
13		船橋市	2017年11月24日				○				
14		船橋市	2005年6月22日	○			○				
15		船橋市	2002年6月1日	○							

イ 身体障害者

ロ 精神障害者

ハ 知的障害者

ニ 要介護認定者

ホ 要支援認定者

ヘ 基本チェックリスト該当者

ト その他(肢体不自由・内部障害・精神障害・その他の障害)

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人
キューピット24の会

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	習志野880 [REDACTED]	4人	株式会社江鋼商事	株式会社江鋼商事	
2	船橋880 [REDACTED]	3人	三菱オートリース	有限会社 キューピットケアサービス	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者(特定非営利活動法人キューピット24の会)が、自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許	
			区分	種類
1	■■■■■	松戸市■■■■■		1 種
2	■■■■■	船橋市■■■■■		1 種
3	■■■■■	船橋市■■■■■		1 種
4	■■■■■	江戸川区■■■■■		1 種
5	■■■■■	八千代市■■■■■		1 種
6	■■■■■	八千代市■■■■■		1 種
7	■■■■■	習志野市■■■■■		1 種

- ※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別(普通・大型及び1種・2種)の別を記載すること。
- ※ 普通第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ※ 福祉自動車以外を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

千葉運輸支局

種別 市町村 過疎地 福祉

自家用有償旅客運送輸送実績報告書(2023年度)

千葉運輸支局長 殿

住所 千葉県船橋市
運送者名 非営利活動法人
代表者名 高橋 芳
電話番号 047-490-XXXX

概況(2024年3月31日現在)

	管 轄 区 域 内			
	船橋地区	習志野地区	八千代地区	鎌ヶ谷地区
自家用有償旅客運送自動車数	()	()	()	()
寝台車(両)	()	()	()	()
車いす車(両)	(2)	(2)	(2)	(2)
兼用車(両)	()	()	()	()
回転シート車(両)	()	()	()	()
セダン等(両)	()	()	()	()
バス(両)				
計(両)	2	2	2	2
路線(キロメートル)又は運送の区域	船橋市全域	習志野市全域	八千代市全域	鎌ヶ谷市全域
運送する旅客の範囲及び数 イ・13 ロ・0 ハ・0 ニ・10	イ・12 ニ・10	0	0	イ・1

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管 轄 区 域 内			
	船橋地区	習志野地区	八千代地区	鎌ヶ谷地区
走行キロ(キロメートル)	2339km	0km	0km	23km
輸送人員(人)又は運送回数(回)	511回	0回	0回	11回
運送収入(千円)	637千	0千	0千	7.8千

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管 轄 区 域 内			
	船橋地区	習志野地区	八千代地区	鎌ヶ谷地区
通事故件数	0	0	0	0
重大事故件数	0	0	0	0
死者数	0	0	0	0
負傷者数	0	0	0	0

備考

- 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 管轄区域内の欄については、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域ごとに、当該運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内の過疎地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
- 全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における過疎地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
- 自家用有償旅客運送自動車数の欄の()には、軽自動車数を記載すること。
- 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49法第3号イからニまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
- 輸送人員又は運送回数については、市町村運営有償運送を行う場合にあっては輸送人員を、過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う場合にあっては運送回数を記載すること。
- 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
- 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

関千福第106号

2. 登録の有効期間

令和7年4月23日 まで

3. 名称、住所、代表者氏名

(名称) 特定非営利活動法人 キュービット24の会

(住所) 千葉県船橋市高根台6-4-3

(代表者氏名) 高橋 芳夫

4. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

5. 運送の区域

船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市

令和4年5月19日

関東運輸局千葉運輸支局長

